

開 発 事 業 計 画 書

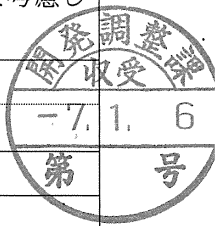
令和7年 1月 6日

仙台市長あて

住 所 東京都千代田区丸の内1丁目5-1  
 新丸の内ビルディング 13階 1318区  
 氏 名 株式会社アーク 代表取締役 佐藤賢一

杜の都の風土を守る土地利用調整条例第11条第1項（第17条第2項，第18条第7項，第21条第2項，第24条第1項）の規定により，次のとおり提出します。

開発事業の名称	株式会社アーク秋保町境野建設発生土リサイクル事業		
種別：	<input checked="" type="checkbox"/> 区画形質の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 工作物の新築 ・ 改築 ・ 増築 ・ 移転 ・ 用途の変更 ・ 構造等の変更 水面の埋立等                      その他（                      ）	
開発事業の目的	建設発生土のリサイクルプラントを設置するため		
開発事業の内容	現況地目が原野である区域内における面積約 6,729 m <sup>2</sup> において、高さ 6 m（最大部分）、横 30mの移動式リサイクルプラントを設置し、建設発生土のリサイクル場として利用する。なお、現地盤での事業を行うことから造成は行わない。		
事業区域の位置	仙台市太白区秋保町境野字羽山 49 番 2、50 番 1、50 番 2		
事業区域の面積	6,729 m <sup>2</sup>	樹林地の有無：	<input checked="" type="checkbox"/> 有（面積：1,901 m <sup>2</sup> ） <input type="checkbox"/> 無
建築物その他の工作物の概要	工作物の用途	建設発生土のリサイクル設備	
	工作物の規模	建築（築造）面積：587.45 m <sup>2</sup> 高さ：約 6メートル（最大部分）	
	著しく環境を悪化させるおそれがある工場等の有無	有	<input type="checkbox"/> 無
	水濁法特定事業場の有無	有（排出水量：                      ） <input type="checkbox"/> 無	
	水濁法有害物質使用特定事業場の有無	有	<input type="checkbox"/> 無
	一般廃棄物処理施設の有無	有	<input type="checkbox"/> 無
	産業廃棄物処理施設の有無	有	<input type="checkbox"/> 無
	ダイオキシン類対策特措法特定施設の有無	有	<input type="checkbox"/> 無
事業計画の作成に際し適正かつ合理的な土地利用を図る上で留意した事項	①「森林保全区域」に該当することから 20%以上の残置森林を確保した。 ②騒音を低減するために、防音機能を搭載した設備を選定した。 ③当該地域及び周辺は、「自然環境保全ゾーン」、植生自然度 7 に該当しており当該植生を伐採しないように配慮した ④近隣住民へ砂埃や粉じんなど環境被害が出ないように残置森林の場所を考慮した。		
事業区域内に確保する緑地	面積：2,091 m <sup>2</sup>	事業区域内に残置する森林	面積：1,901 m <sup>2</sup>
	率：31.1 %		率：28.3 %
斜度 30 度を超える土地の有無	有 <input type="checkbox"/> 無		
汚水及び雨水の放流先，処理施設の有無，並びに処理	汚水：事業において水を使用しないことから汚水の排出はなし。 雨水：排水方向において、土で小堰堤を設置することで残置森林への流れを防ぐ。		



施設の概要			
開発事業の実施にともなう発生集中が見込まれる自動車交通量	交通見込み：1日当たり8台（8トントラック） 計画見込み：月 800m <sup>2</sup> の建設発生土を受入れる計画。 月 22 日間稼、8 時～16 時		
事業区域内の給水に係る取水計画の概要	事業用地では、水道は使用しないため、取水計画はなし。		
開発事業の実施に際し必要と見込まれる許認可等の名称	埋蔵文化包蔵地に該当し、設備設置が生じるため、文化財課に届け出を提出		
連絡先	住所	〒100-6513 東京都千代田区丸の内1丁目5-1 新丸の内ビルディング 13階 1318 区	
	担当者	所属：株式会社アーク	電話：03-6665-9990
		氏名：鍋島尚之	Fax：03-6665-9991

備考

1 添付図面

- (1) 事業区域の位置を明らかにした縮尺 1 : 10,000 以上の位置図
- (2) 事業区域の区域を明らかにした縮尺 1 : 5,000 以上の地形図
- (3) 事業区域における土地利用の現況を明らかにした縮尺 1 : 5,000 以上の地形図
- (4) 造成計画の概要を明らかにした縮尺 1 : 5,000 以上の平面図及び断面図
- (5) 事業区域における土地利用計画の概要を明らかにした縮尺 1 : 5,000 以上の平面図
- (6) 設置を予定する工作物の種別、規模その他の概要を明らかにした縮尺 1 : 2,500 以上の平面図及び立面図
- (7) 発生集中自動車交通に係る主要な移動経路を明らかにした縮尺 1 : 10,000 以上の平面図

- 2 事業区域内の土地の登記事項証明書（写しで可）および借地等の場合は所有者の同意書を別途提出すること
- 3 再生可能エネルギー発電事業については、事業者の住民票（法人である場合はその登記事項証明書）、資金計画書及び事業経歴書を別途提出すること
- 4 本条例の手続きについて事業者以外に委任する場合には、事業者より委任状を別途提出すること
- 5 用紙の大きさは、添付図面については日本工業規格 A3 とし、それ以外のものについては A4 とすること